

「スピノサド」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

### 1. 経緯

農薬として使用される「スピノサド」については、平成16年12月10日付けで農林水産省から厚生労働省に対し農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡があり、また同日付けで関係企業から厚生労働省に対し「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき必要な資料が提出された。これらを受けて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、平成16年12月22日付けで食品安全委員会に食品健康影響評価を既に依頼したところである。

今般、動物用医薬品として使用される「スピノサド」について、関係企業から同指針に基づき必要な資料が提出されたことから、併せて食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. スピノサドについて

スピノサドはマクロライド系化合物に分類される殺虫剤であり、国内外において各種農作物の害虫駆除を目的とした農薬として使用されるほか、国外においては、動物用医薬品として牛及び羊における外部寄生虫の駆除等に使用されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）において毒性評価が行われており、直近では平成13年にADI 0.02mg/kg 体重/day が設定されている。

国際的な残留基準が陸棲哺乳動物の脂肪、内蔵及び食用部分並びに乳に設定されている。また、米国、オーストラリア及びニュージーランドにおいても、いくつかの畜産物について残留基準が設定されている。

### 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、農薬及び動物用医薬品としての使用を踏まえ、「スピノサド」の食品中の残留基準設定について検討する。